平成２１年（フ）第８２２号
大阪府和泉市光明台３丁目１番２―201号、前住所大阪市港区市岡元町２丁目１番１号スターハイツマナベ301号
債務者　阿部　千春（旧姓平野・釜・舟津）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２３号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地１棟103号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町１番15―４―801号
債務者　武山桑則こと　周　　桑則
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３３号
大阪府泉大津市戎町10番23号
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
大阪府岸和田市極楽寺町２丁目16番14号
債務者　吉本久美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
大阪府貝塚市小瀬450番地の１セジュールヒロ205号
債務者　西野　英洋
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４８号
大阪府泉佐野市南中安松1553番地311、前住所大阪府泉佐野市市場東２丁目340番地の１―101
債務者　吉田　宏典
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56―506号
債務者　外園　一憲
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56―506号
債務者　外園波留美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
兵庫県西脇市富田町100番地の40
債務者　藤田　泰造
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２５５号
長崎県長崎市古町16番地１　サンガーデン古町801号
債務者　浦川亜津子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
長崎県長崎市西山台１丁目10番19号
債務者　廣渡　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
長崎県長崎市愛宕３丁目11番10号、旧住所長崎県長崎市上戸町１丁目13番15―202号
債務者　芦塚　　玄
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
千葉県市川市湊新田１丁目９番20―201号ＲＳビル
債務者　川副　幸広
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８０２号
千葉市稲毛区あやめ台２番19棟503号
債務者　二階堂聡美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１８号
千葉市花見川区幕張町４丁目1915番地１　第一幕張ハイツ208号
債務者　三浦　徹也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３１号
千葉県市川市堀之内１丁目９番11号エリカハイツ206号
債務者　田代　秀人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３８号
千葉市中央区新町22番地10　コンフォース喜405号
債務者　岩間　由香
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４８号
千葉県市川市南八幡４丁目16番17―202号大建コーポ
債務者　藤屋ジェンマカヤナンこと　ＦＵＪＩＹＡ　ＧＥＭＭＡ　ＣＡＹＡＮＡＮ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係